平成２９年（フ）第１３３８号
名古屋市千種区光が丘１丁目22番９－306号　鍋屋上野住宅
債務者　小山　昌子（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７５号
沖縄県那覇市安里１丁目１番58号　光生ビル503
債務者　仲里　貴乃（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１４７号
青森県むつ市金曲３丁目２番56号
債務者　舘　　大志
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
青森県むつ市横迎町２丁目16番２号
債務者　大澤　幸子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
沖縄県浦添市宮城３丁目２番１号
債務者　名嘉みゆき
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２５９号
沖縄県島尻郡南風原町字宮城150番地１
債務者　新里　　茂
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４２９号
神奈川県伊勢原市板戸605番地　ペアコート伊勢原308号、前住所神奈川県伊勢原市東大竹２丁目18番地の８
債務者　長谷川君子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４３０号
神奈川県伊勢原市板戸605番地　ペアコート伊勢原308号、前住所神奈川県伊勢原市東大竹２丁目18番地の８
債務者　長谷川和美
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４７６号
神奈川県秦野市弥生町６番37号　ＣａｓａＰｉｃｃｏｌａＢ　107号
債務者　中島　文枝
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４８７号
神奈川県厚木市中町２丁目10番20－1407号、前住所神奈川県川崎市多摩区菅４丁目４番18－101号
債務者　岩波　花梨
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６７２１号
東京都品川区西五反田４丁目４－17－201
債務者　澤口　　嵩
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７４８号
千葉県市川市田尻４丁目14－28　ベルーライト21－202
債務者　有海　暢起
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７５６号
東京都江東区亀戸５丁目28－11　鈴木方２Ｆ
債務者　春田　克彦
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７７０号
東京都大田区上池台１丁目24－12－102
債務者　島崎　澄子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７８１号
東京都府中市是政５丁目２－34　グレイス中島Ａ　102
債務者　吉田　雄樹
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７８８号
東京都中野区上高田１丁目１－43－101
債務者　木村　義一
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部